

第9回 浦幌町農業委員会総会議事録

令和 3 年 3 月 2 6 日 開会

令和 3 年 3 月 2 6 日 閉会

浦幌町農業委員会

令和3年3月26日 第9回浦幌町農業委員会総会を浦幌町役場3階大会議室にて招集

開会 午後2時00分

閉会 午後3時05分

1 出席委員

1番	広瀬雅彦	2番	松村竜幸	3番	山本盛
4番	伊藤光一	5番	小野木淳	6番	石塚健一
7番	福田和己	8番	大坂有	9番	山村幹次
10番	高木政志	11番	木南和徳	12番	石森正浩
13番	小川博幸				

2 欠席委員

なし

3 議事に参与するもの

事務局長 坂下利行
農地係長 小川裕之
主事 河上彰

○議事日程

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 議事録署名委員の指名について
- 日程第 3 諸般の報告について
- 日程第 4 報告第1号 農業委員会事務局規程の一部改正について
- 日程第 5 議案第1号 土地現況証明願について
- 日程第 6 議案第2号 農地法第18条第6項の規定に係る合意解約通知の成立状況の確認について
- 日程第 7 議案第3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第 8 議案第4号 農業振興地域整備計画変更申請に係る意見書の提出について
- 日程第 9 議案第5号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 日程第 10 議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第 11 議案第7号 農地所有適格法人要件の確認について
- 日程第 12 議案第8号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改正について

4 議事内容 午後2時00分 開会

○坂下事務局長 皆さん、こんにちは。総会の議事につきましては、農業委員会会議規則第4条の規定により、総会の議長は会長が務めることになっておりますので、これからの議事進行につきましては小川会長にお願いいたします。どうぞよろしくをお願いいたします。

●開会の宣告

○小川議長 ただ今の出席委員は13名です。定足数に達しておりますので、ただ今から第9回浦幌町農業委員会総会を開会いたします。これより議事に入ります。

●日程第1 会期の決定について

○小川議長 日程第1、「会期の決定について」を議題といたします。お諮りをいたします。本総会の会期は、本日1日にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 異議なしと認めます。よって本総会の会期は、本日1日と決定をいたしました。

●日程第2 議事録署名委員の指名について

○小川議長 日程第2、「議事録署名委員の指名について」は、農業委員会会議規則第12条第2項の規定により、議席番号5番小野木委員、6番石塚委員を指名いたしますのでよろしくをお願いいたします。

●日程第3 諸般の報告について

○小川議長 日程第3、「諸般の報告」について、事務局長より報告をお願いいたします。

○坂下事務局長 諸般の報告、朗読説明。

○小川議長 ただ今報告が終わりました。質疑はありますか。

(「ありません」の声あり)

●日程第4 報告第1号 農業委員会事務局規程の一部改正について

○小川議長 日程第4、報告第1号「農業委員会事務局規程の一部改正について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○河上主事 議案書2ページをご覧ください。報告第1号。農業委員会事務局規程の一部改正について。農業委員会事務局規程（平成18年3月30日農業委員会訓令第2号）の一部を別紙のとおり改正するので報告する。令和3年3月26日提出。浦幌町農業委員会会長。

本件につきましては、議案書3ページにありますとおり農業委員会事務局規程を改正するものでありますが、議案書7ページに説明資料がございますので、そちらを使用してご説明いたします。それでは、議案書7ページをご覧ください。

1、改正の趣旨であります。農業委員会の作成する公文書の分類については、浦幌町公文書管理規則第5条の規定に基づき農業委員会事務局規程第12条に定めていますが、令和3年4月1

日から浦幌町執行機関において公文書の分類方法が統一されることに伴い、農業委員会も町執行機関と取り扱いを統一するため規程の一部を改正するものです。

2、改正の内容につきましては、文書の分類方法の統一により農業委員会が独自に定める分類方法は不要となるため、それらについて定める文言を削除し、必要となる規定等の準用ができるよう改正するものです。

3、施行期日については、町執行機関に合わせ、令和3年4月1日としております。以上が、改正の概要となります。

続きまして、規程本文の改正箇所についてご説明いたします。議案書4ページをご覧ください。こちらが農業委員会事務局規程の新旧対照表であり、右が改正前、左が改正後となります。まず、改正前の12条についてですが、こちらは文書の分類や保存期間について定める条項であり、今回の改正により不要となりますので削除します。次に改正前の13条ですが、こちらは町の規程以外の規則なども準用できるように文言を整理し、新たな第12条として残す形となります。最後に別表ですが、こちらは第12条が無くなることに伴い削除するものとなります。改正箇所については、以上であります。なお、本改正につきましては、規則ではなく事務局内部の規程の改正でありますので、従前同様に報告事項として取り扱わせていただいておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。以上でございます。

○小川議長 報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 質疑が無いようですので報告第1号は報告のとおりといたします。

●日程第5 議案第1号 土地現況証明願について

○小川議長 質疑が無いようですので、次に日程第5、議案第1号「土地現況証明願について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○小川係長 議案書8ページをご覧ください。議案第1号。土地現況証明願について。このことについて、下記の者より願出があったので審議されたい。令和3年3月26日提出。浦幌町農業委員会会長。申請があったのは、下記の2件でございます。

1件目。土地の表示は記載のとおりであります。土地所有者及び申請人は、留真に住所を有する方。願出目的は地目変更です。調査結果といたしましては、3月10日に石森委員ほか2名の委員さんと現地調査をしましたところ、利用状況は、東側の1筆は宅地、西側の1筆は山林でありました。

2件目。土地の表示は記載のとおりであります。土地所有者及び申請人は、帯富に住所を有する方。願出目的は地目変更です。調査結果といたしましては、3月5日に石森委員ほか2名の委員さんと現地調査をしましたところ、利用状況は、山林でありました。

議案書9ページから10ページに願出地の位置図を添付しておりますので、ご覧いただきご審議のほどよろしくお願いいたします。以上でございます。

○小川議長 ただ今の説明に関連して、地区担当委員の石森委員より現地調査結果並びに補足説明をお願いいたします。

○石森委員 1件目の申請地につきましては、ただ今事務局の説明のとおり、3月10日に現地を確認したところ、東側の1筆は牛舎等が建っている状況であり、現況地目は宅地、西側の1筆

は樹木が生育しており、永年にわたって耕作されていない状況であり、現況地目は山林でありました。

2件目の申請地につきましては、ただ今事務局の説明のとおり、3月5日に現地を確認したところ、樹木が生育しており、永年にわたって耕作されていない状況であり、現況地目は山林でありました。以上、報告といたします。

○小川議長 ありがとうございます。ただいま説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは議案第1号を採決いたします。本案を願出のとおり証明することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第1号は願出のとおり証明することに決定をいたしました。

●日程第6 議案第2号 農地法第18条第6項に規程に係る合意解約通知の成立状況の確認について

○小川議長 日程第6、議案第2号「農地法第18条第6項に規程に係る合意解約通知の成立状況の確認について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○小川係長 議案書12ページをご覧ください。議案第2号。農地法第18条第6項の規定に係る合意解約通知の成立状況の確認について。このことについて、下記のとおり農地の賃貸借契約の解約通知があったので審議されたい。令和3年3月26日提出。浦幌町農業委員会会長。解約通知があったのは、下記の6件であります。

議案書13ページをご覧ください。賃貸人は、南町に住所を有する方。賃借人は、活平に住所を有する方です。土地の表示等につきましては記載のとおりであります。この農地につきましては、農業経営基盤強化促進法の規定に基づき、平成29年12月1日に賃貸借されましたが、令和3年2月24日に当人同士から農業委員会へ農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知があったものです。借主の都合による解約であります。

議案書14ページをご覧ください。賃貸人は、南町に住所を有する方。賃借人は、活平に住所を有する方です。土地の表示等につきましては記載のとおりであります。この農地につきましては、農業経営基盤強化促進法の規定に基づき、平成24年4月27日に賃貸借されましたが、令和3年2月24日に当人同士から農業委員会へ農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知があったものです。借主の都合による解約であります。

議案書15ページをご覧ください。賃貸人は、幾千世に住所を有する方。賃借人は、幾千世に住所を有する方です。土地の表示等につきましては記載のとおりであります。この農地につきましては、農地法第3条第1項の規定に基づき、平成29年3月1日に賃貸借されましたが、令和3年2月15日に当人同士から農業委員会へ農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知があったものです。借主の都合による解約であります。

議案書16ページをご覧ください。賃貸人は、幾千世に住所を有する方。賃借人は、幾千世に住所を有する方です。土地の表示等につきましては記載のとおりであります。この農地につま

しては、農業経営基盤強化促進法の規定に基づき、平成24年3月29日に賃貸借されましたが、令和3年2月15日に当人同士から農業委員会へ農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知があったものです。借主の都合による解約であります。

議案書17ページをご覧ください。賃貸人は、稲穂に住所を有する方。賃借人は、幾千世に住所を有する方です。土地の表示等につきましては記載のとおりであります。この農地につきましては、農地法第3条第1項の規定に基づき、平成31年4月26日に賃貸借されましたが、令和3年2月15日に当人同士から農業委員会へ農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知があったものです。借主の都合による解約であります。

議案書18ページをご覧ください。賃貸人は、北町に住所を有する方。賃借人は、札幌市に住所を有する方です。土地の表示等につきましては記載のとおりであります。この農地につきましては、農地法第3条第1項の規定に基づき、平成28年4月28日に賃貸借されましたが、令和3年3月5日に当人同士から農業委員会へ農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知があったものです。農業経営廃止による解約であります。

なお、本件につきましては、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立していると考えられます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上でございます。

○小川議長 ただいま説明が終わりました。質疑・意見はありませんか。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

○小川議長 それでは議案第2号を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第2号は原案のとおり決定をいたしました。

●日程第7 議案第3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

○小川議長 日程第7、議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○小川係長 議案書20ページをご覧ください。議案第3号。農地法第3条第1項の規定による許可申請について。このことについて、下記の者より申請があったので審議されたい。令和3年3月26日提出。浦幌町農業委員会会長。申請があったのは、下記の賃貸借案件6件、使用貸借案件2件でございます。

番号37番。貸主は、幕別町に住所を有する方。借主は、貴老路に住所を有する法人です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は、現況畑。面積は、6筆合わせまして、27,348平方メートルです。契約の種類は、賃貸借。価格は、記載のとおりであります。契約期間は、令和3年3月29日から令和11年12月27日までの8年間です。経営の内容は、記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、貸主は、貸していた土地が返還されたので新たに賃貸する。借主は、上記理由により規模拡大のため賃貸するものであります。

番号38番。貸主は、南町に住所を有する方。借主は、活平に住所を有する法人です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は、現況畑。面積は7筆合わせまして、

137,047平方メートルです。契約の種類は、賃貸借。価格は、記載のとおりであります。契約期間は、令和3年4月1日から令和13年11月30日までの10年間です。経営の内容は、記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、貸主は、下記理由による。借主は、法人設立のため新たに賃貸借するものであります。

番号39番。貸主は、幾千世に住所を有する方。借主は、幾千世に住所を有する法人です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は、現況畑。面積は、4筆合わせまして82,843平方メートルです。契約の種類は、賃貸借。価格は、記載のとおりであります。契約期間は、令和3年4月1日から令和13年11月30日までの10年間です。経営の内容は、記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、貸主は、下記理由による。借主は、法人設立のため新たに賃貸借するものであります。

議案書21ページをご覧ください。番号40番。貸主は、幾千世に住所を有する方。借主は、幾千世に住所を有する法人です。土地の表示は、記載のとおりであります。地目は、現況畑及び牧場。面積は、12筆合わせまして228,086平方メートルです。契約の種類は、賃貸借。価格は、記載のとおりであります。契約期間は、令和3年4月1日から令和13年11月30日までの10年間です。経営の内容は、記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、貸主は、下記理由による。借主は、法人設立のため新たに賃貸借するものであります。

番号41番。貸主は、稲穂に住所を有する方。借主は、幾千世に住所を有する法人です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は、現況畑。面積は、3筆合わせまして109,800平方メートルです。契約の種類は、賃貸借。価格は、記載のとおりであります。契約期間は、令和3年4月1日から令和13年11月30日までの10年間です。経営の内容は、記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、貸主は、下記理由による。借主は、法人設立のため新たに賃貸借するものであります。

番号42番。貸主は、平和に住所を有する方。借主は、稲穂に住所を有する法人です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は、現況畑。面積は、3筆合わせまして27,566平方メートルです。契約の種類は、賃貸借。価格は、記載のとおりであります。契約期間は、令和3年4月1日から令和13年11月30日までの10年間です。経営の内容は、記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、貸主は、借主の希望により貸し付ける。借主は、経営の規模拡大であります。

議案書22ページをご覧ください。番号43番。貸主は、活平に住所を有する方。借主は、活平に住所を有する法人です。土地の表示は、記載のとおりであります。地目は、現況畑。面積は、31筆合わせまして294,888平方メートルです。契約の種類は、使用貸借で価格は発生しません。契約期間は、令和3年4月1日から令和13年11月30日までの10年間です。経営の内容は、記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、貸主は、下記理由による。借主は、法人設立のため、新たに使用貸借するものであります。

議案書23ページをご覧ください。番号44番。貸主は、幾千世に住所を有する方。借主は、幾千世に住所を有する法人です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は、現況畑。面積は、56筆合わせまして474,418平方メートルです。契約の種類は、使用貸借で価格は発生しません。契約期間は、令和3年4月1日から令和13年11月30日までの10年間

です。経営の内容は、記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、貸主は、下記理由による。借主は、法人設立のため、新たに使用貸借するものであります。

なお、本件につきましては、農地法第3条第2項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件などの不許可条項に該当しておらず、許可要件の全てを満たしていると考えております。

議案書25ページから39ページに3条番号37から44の位置図を添付しておりますのでご覧いただき、ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上でございます。

○小川議長 ただ今の説明に関連して、番号37番について、地区担当委員に代わり地区担当委員長の木南委員長より現地調査報告並びに補足説明をお願いいたします。

○木南委員長 番号37番につきましては、ただ今事務局の説明のとおり、規模拡大のため新たに賃貸借を締結する内容であり、3月5日に現地を確認したところ、農地法第3条第2項の許可をしない要件に該当しておらず、許可の要件は全て満たしていることを報告します。以上です。

○小川議長 ありがとうございます。次に、番号38番、43番について、地区担当委員の松村委員より現地調査報告並びに補足説明をお願いいたします。

○松村委員 番号38番及び43番につきましては、ただ今事務局の説明のとおり、法人設立のため、新たに賃貸借及び使用貸借を締結する内容であり、3月5日現地を確認したところ、農地法第3条第2項の許可をしない要件に該当しておらず、許可の要件は全て満たしていることを報告します。以上です。

○小川議長 ありがとうございます。次に、番号39番から42番、44番について、地区担当委員の福田委員より現地調査報告並びに補足説明をお願いいたします。

○福田委員 番号39番から41番及び44番につきましては、ただ今事務局の説明のとおり、法人設立のため、新たに賃貸借及び使用貸借を締結する内容であります。また、番号42番につきましては、ただ今事務局の説明のとおり、経営の規模拡大のため賃貸借を締結する内容であります。いずれも3月20日に現地を確認したところ、農地法第3条第2項の許可をしない要件に該当しておらず、許可の要件は全て満たしていることを報告します。以上です。

○小川議長 はい、ありがとうございます。ただ今説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

(「ありません。」の声あり)

○小川議長 それでは議案第3号番号37番から44番を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第3号番号37番から44番は原案のとおり決定をいたしました。

●日程第8 議案第4号 農業振興地域整備計画変更申請に係る意見書の提出 について

○小川議長 日程第8、議案第4号「農業振興地域整備計画変更申請に係る意見書の提出について」を議題とします。事務局より説明をお願いいたします。

○河上主事 議案書40ページをご覧ください。議案第4号。農業振興地域整備計画変更申請に

係る意見書の提出について。このことについて、浦幌町長より意見書の提出依頼があったので審議されたい。令和3年3月26日提出。浦幌町農業委員会会長。

番号1番。農用区域内の農地の用途区分を農業用施設用地に変更するものであります。

用途区分を変更する土地の地番及び面積、地目、所有者、使用者については、議案に記載のとおりです。計画変更の目的につきましては、牛の飼養頭数の増加を予定しているものの、既存の施設では手狭なことから、牛舎等を新設するためであります。申出地につきましては、おおむね81.5haの集団性を有する農用地を含む農用区域から7,777㎡を用途変更するもので、農用地の集団化については問題ありません。また、用途変更によって集団性を有する農用地の中央部に非農業的な用途の土地が混在することはないため、農作業の効率化など当該地の農業上の利用に支障を及ぼすおそれはないと認められます。なお、申出地は周囲の土地改良施設用地と重複しておらず、施設の有する機能に支障を及ぼすおそれはないと認められます。以上により、本件は農振法施行規則第4条の2第1項第2号の基準を満たすことから、申出地を農業用施設用地に指定できるものと認められます。よって、農地転用に関する許可基準からみた意見としましては、農地法第4条第6項ただし書きに該当するので適当である。としております。農業振興地域の整備に関する法律による農用区域内の農地につき、農用地利用計画に指定された用途に供する場合に該当するものであります。

続きまして、議案書41ページをご覧ください。番号2番。農用区域内の農地の用途区分を農業用施設用地に変更するものであります。用途区分を変更する土地の地番及び面積、地目、所有者、使用者については、議案に記載のとおりです。計画変更の目的につきましては、牛の飼養頭数の増加により、既存牛舎では手狭な状況であることから、安定した経営の規模拡大を図ることを目的に、繁殖牛舎を新設するためであります。申出地につきましては、おおむね105.46haの集団性を有する農用地を含む農用区域から2,061㎡を用途変更するもので、農用地の集団化については問題ありません。また、用途変更によって集団性を有する農用地の中央部に非農業的な用途の土地が混在することはないため、農作業の効率化など当該地の農業上の利用に支障を及ぼすおそれはないと認められます。なお、申出地は周囲の土地改良施設用地と重複しておらず、施設の有する機能に支障を及ぼすおそれはないと認められます。以上により、本件は農振法施行規則第4条の2第1項第2号の基準を満たすことから、申出地を農業用施設用地に指定できるものと認められます。よって、農地転用に関する許可基準からみた意見としましては、農地法第5条第2項ただし書きに該当するので適当である。としております。農業振興地域の整備に関する法律による農用区域内の農地につき、農用地利用計画に指定された用途に供する場合に該当するものであります。また、本案件については、変更に係る総面積が10,000㎡を超えない軽微な変更であるため、異議がなければ、ただ今説明した農地転用に関する許可基準から見た意見を付して、浦幌町農業振興地域整備計画の変更について異議はない旨、浦幌町長に意見書を提出し、農業委員会から意見書が提出された後、速やかに変更後の計画が告示され、変更が決定されます。

なお、本案件に関する位置図、計画変更部分図、配置図等の資料について、番号1番のものを議案42ページから66ページ、2番のものを67ページから75ページに添付しておりますので、ご覧いただきご審議のほどよろしくお願いいたします。以上でございます。

○小川議長 説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 それでは議案第4号を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第4号は原案のとおり決定をいたしました。

●日程第9 議案第5号 農地法第4条の規定による許可申請について

○小川議長 日程第9、議案第5号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題いたします。事務局より説明をお願いいたします。

○小川係長 議案書76ページをご覧ください。議案第5号。農地法第4条の規定による許可申請について。このことについて、下記の者より申請があったので審議されたい。令和3年3月26日提出。浦幌町農業委員会会長。

番号1番。申請人は、幾千世に住所を有する方です。申請地の内容につきましては、記載のとおりであります。転用計画といたしましては、農業用施設として繁殖等各種牛舎、堆肥舎及び格納庫・乾草庫の建設のほかコンクリート土間、エプロン、機械置場、作業場、駐車場、通路下屋及び作業用通路等となっており、一部非農地の利用がございます。転用時期は、許可日から永久でございます。許可となる根拠といたしましては、農地転用の不許可の例外でございます。農地法第4条第6項のただし書きで、農用地区域内にある農地を農用地利用計画に指定された用途に供するため、農地以外のものにしようとするとあり、農地転用の許可基準から見てもやむを得ないと判断するものでございます。

議案書77ページから98ページに番号1番の資料として、位置図、配置図、地積測量図、立平面図等を添付しておりますので、ご覧いただきご審議のほどよろしくをお願いいたします。

なお、農業振興地域整備計画における農用地区域内の農地からの農業用施設用地への用途変更につきましては、先ほどの用途変更に関する計画の変更において承認された旨の意見書を提出し、すみやかに決定公告がなされたあと、許可書の交付につきましては、本案件の面積が30aを超えるため、本農業委員会総会で許可相当と判断されたのち、4月23日開催の北海道農業会議常設審議委員会に意見を聴取し、回答を得てからの許可書の交付となります。以上でございます。

○小川議長 ただ今説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

○小川議長 それでは議案第5号を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第5号は原案のとおり決定をいたしました。

●日程第10 議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請について

○小川議長 日程第10、議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題いたします。事務局より説明をお願いいたします。

○小川係長 議案書100ページをご覧ください。議案第6号。農地法第5条の規定による許可申請について。このことについて、下記の者より申請があったので審議されたい。令和3年3月26日提出。浦幌町農業委員会会長。

番号4番。申請人は、貸主であります貴老路に住所を有する方。借主は、貴老路に住所を有する法人です。申請地は、記載のとおりであります。転用計画といたしましては、農業用施設として繁殖牛舎の建設、作業場、機械置場及び作業用通路等となっております。転用時期は、許可日から永久でございます。許可となる根拠といたしましては、農地転用のための権利移動の不許可の例外でございます。農地法第5条第2項のただし書きで、農用地区域内にある農地を農用地利用計画に指定された用途に供するため、権利を取得しようとするときあり、農地転用の許可基準から見てもやむを得ないと判断するものでございます。

議案書101ページから106ページに番号4番の位置図、配置図、地積測量図、立平面図等を添付しておりますので、ご覧いただきご審議のほどよろしくお願いいたします。

なお、農業振興地域整備計画における農用地区域内の農地からの農業用施設用地への用途変更につきましては、先ほどの用途変更に関する計画の変更において承認された旨の意見書を提出し、すみやかに決定公告がなされたあと、許可書の交付につきましては、本案件の面積が30a以下であるため本農業委員会総会で許可相当と判断されたのち、許可書の交付となります。以上でございます。

○小川議長 ただ今説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 それでは議案第6号を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第6号は原案のとおり決定をいたしました。

●日程第11 議案第7号 農地所有適格法人要件の確認について

○小川議長 日程第11、議案第7号「農地所有適格法人要件の確認について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○河上主事 議案書108ページをご覧ください。議案第7号。農地所有適格法人要件の確認について。農地法第6条及び農地法施行規則第58条の規定により提出のあった農地所有適格法人報告書により農地所有適格法人の確認要件について審議されたい。令和3年3月26日提出。浦幌町農業委員会会長。

農地所有適格法人は、農地法第6条第1項で、毎事業年度終了日いわゆる決算の日から3ヵ月以内に、農地等の所在地を管轄する農業委員会へ事業状況等の報告をすることが義務付けられており、農業委員会は、その法人が農地法上の要件を欠いていないか、また欠くおそれがないかについて、この報告によって確認することになっています。

ただ今審議いただきます農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告は、番号1番から2番の2件で、法人名、代表者、所在地、事業年度については議案に記載のとおりです。

確認要件につきましては、議案書109ページに説明資料がございますので、この資料に沿っ

て説明させていただきます。

農地所有適格法人の確認要件には、会社法又は農業協同組合法に基づく法人でなければならないという法人形態要件。主たる事業が農業であるという事業要件。株式会社の場合は議決権の合計（株式）の過半を、持分会社の場合は社員の過半を、次に掲げる者が占めていなければならないという構成員要件。法人の常時従事者たる構成員が理事等の過半を占めており、役員又は重要な使用人のうち1人以上がその法人の行う農業に必要な農作業に年間60日以上従事していなければならないという役員要件。以上の4要件があります。この4要件につき、別添の第9回農業委員会総会議案説明資料1ページから4ページに掲載しております農地所有適格法人要件確認書により審査を行いましたところ、番号1番から2番の法人につきましては、法人形態要件、事業要件、構成員要件、役員要件の4要件のいずれも満たしておりますので、適と判断するものです。以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。

○小川議長 説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○小川議長 それでは議案第7号を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（挙手全員）

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第7号は、原案のとおり決定をいたしました。

●日程第12議案第8号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改正
について

○小川議長 次に日程第12、議案第8号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改正について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○河上主事 議案書110ページをご覧ください。議案第8号。農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改正について。農業委員会等に関する法律第7条第1項の規定に基づき定める農地等の利用の最適化の推進に関する指針について、別紙のとおり改正する。令和3年3月26日提出。浦幌町農業委員会会長。

標題の指針については、農業委員会等に関する法律第7条第1項により農業委員会は、その区域内における農地等の利用の最適化の推進に関する目標及び推進の方法について、指針を定めるように努めなければならない。と規定されていることから、平成30年度から令和2年度にかけての活動指針として、平成30年3月29日開催の第9回農業委員会総会において議決されたものですが、令和3年3月31日を以て設定期間が終了しますので、令和3年度から令和5年度までの活動指針を新たに定めるものであります。こちらにつきましては、新たな指針案を議案書111ページから112ページ。従前の指針とその達成状況を別添の議案説明資料5ページから7ページに掲載しておりますので、並べてご覧いただきたいと思っております。

それでは、議案書111ページをご覧ください。こちらが令和3年度からの新たな指針案であります。まず、1. 遊休農地の発生防止・解消についてであります。目標値については、平成30年度から令和2年度までの目標値0に対し実績値も0であることから、令和3年度以降も同様に遊休農地0を目標としております。目標達成に向けた取組内容については、従前同様に農地パト

ルールを実施するほか、離農や農地の返還等によって耕作者不存在の農地が発生すると見込まれるときは、農業委員と事務局の連携のもと、早期の対応に努めることとしております。目標値等に関する考え方については記載のとおりで、条件不利地の遊休農地化防止に関する記載を新たに加えております。

2. 担い手への農地利用集積についてであります。目標値については、平成30年度から令和2年度までの目標値83.52%に対して実績値は85.28%で目標を達成しておりますが、実績値は横ばいでこれ以上の集積は見込めないため、令和3年度以降の目標値は現在の実績値と同等の85%としております。目標達成に向けた取組内容については、従前同様に権利者調整委員会の開催や農地中間管理事業の活用により利用集積を推進することとしております。目標値等に関する考え方については記載のとおりであり、従前から変更はありません。

議案書112ページをご覧ください。3. 新規参入の促進についてであります。目標値については、平成30年度から令和2年度までの実績を考慮し、毎年度1戸としております。目標達成に向けた取組内容については、新規就農希望者の相談実施を継続して取り組む他、新たに町が行う事業就業（チャレンジ事業等）を通じた新規就農希望者の情報把握を実施することとしております。目標値等に関する考え方については、後継者不在の農業者が耕作している農地を若年農業者が継承することになった場合、今現在の農家戸数では耕作しきれない農地が発生する恐れがあり、新規参入の促進が不可欠であること。令和3年度から就業チャレンジ事業等が始まり、今までよりも多くの農業体験者等が来ることが想定されることから、意欲ある農業者の確保に向け情報収集に取り組み、必要に応じて農地のあっせん等の協力をしていくこと。目標値については、過去3ヵ年の実績を新規就農者数及び新規就農相談者数を考慮し各年度1戸とすることとし、従前の指針から一新しております。

最後に、4. その他であります。この方針は、農業委員の改選時期に合わせて3年おきに見直しを行うものとしております。指針案の改正点につきましては以上となります。

なお、この指針につきましては農業委員会等に関する法律第7条第3項の規定により、本総会において議決を頂きましたら町ホームページにて公表いたします。以上でございます。

○小川議長 説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

○小川議長 それでは議案第8号を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第8号は原案のとおり決定をいたしました。

以上で、本日附議された議案の審議はすべて終了いたしました。この際、その他の案件について委員からご発言があれば挙手をお願いします。ありませんか。

(「はい」の声あり)

●閉会の宣告

○小川会長 それではこれもちまして第9回浦幌町農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ

様でした。

午後 3 時 0 5 分 閉会